

教安第442号
平成29年7月3日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

児童生徒等の通学時の事故防止について（依頼）

このことについて、日頃から御尽力いただいているところですが、過日、登校中の生徒が、踏切内で電車にはねられ死亡するという大変痛ましい事故が発生しました。

また、6月には登下校中の生徒が被害者となる重大な交通事故も発生し、報道されているところです。

児童生徒等の通学時の安全確保については、平成29年4月5日付け教安第27号により通知しているところですが、改めて各学校においては、事故防止に向けて、児童生徒等の交通ルールやマナーの遵守について徹底を図るとともに、踏切事故防止を含む交通安全教育において、児童生徒等自身の危険予測・危険回避等の安全に関する資質・能力の育成に努めるようお願いします。

【平成29年度4月以降発生のおもな事故の概要】

- 自転車で下校中の生徒が、駐車中の自動車に追突し、負傷した。
- 自転車で登校中の生徒が、信号機のない交差点で自動車と出会い頭に衝突し、負傷した。
- 自転車で下校中の生徒が、同一方向に走行していた自動車と接触し、負傷した。
- 自転車で登校中の生徒が、交差点で路線バスにはねられ、頭部を強く打ち重体となった。
- 歩いていた生徒が、自動車にひき逃げされ、腹を打つなどして重傷を負った。
- 登校中の生徒が、遮断機の下りた踏切内に立ち入り、電車にはねられ死亡した。

担 当

教育振興部学校安全保健課

安全室 佐々木 浩幸

電話 043-223-4091



教安第27号
平成29年4月5日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

児童生徒等の通学時の安全確保について(依頼)

学校等における幼児児童生徒の安全確保対策の強化については、平成29年3月27日付け教安第1165号で依頼したところですが、このことについて、別添写しのとおり平成29年4月4日付け事務連絡で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から依頼がありました。

については、児童生徒等の通学時の安全確保について、新年度・新学期には、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等も心配されることから、別添資料を積極的に活用し、交通安全、防犯の2つの視点から、安全教育や安全管理、関係機関との連携の強化について一層の配慮をお願いします。

(担当)

教育振興部学校安全保健課

安全室 : 本宮 かおり

電話 043 223 4091

FAX 043-225-8419



事 務 連 絡

平成29年4月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国立大学法人事務局 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒等の通学時の安全確保について（依頼）

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、依然として通学中の児童生徒等が交通事故や犯罪被害に遭う例が発生しています。新年度・新学期には、児童生徒等の環境変化に伴う事故の増大等も見込まれることから、安全教育や安全管理に一層の御配慮をお願いいたします。

児童生徒等の交通安全については、今般、別添のとおり警察庁から情報提供がありました。これによれば、

- 小学生（特に小学1・2年生）は、歩行中事故が多い（死傷者数では7歳がピーク）こと。
- 小学生の歩行中事故は、新学期開始から夏休みまで（4月～7月）と秋（10月～11月）が多く、その類型は「横断中」と「飛び出し」が多いこと。
- 小学3年生以降、自転車事故が多くなり、中学1年生で増加し、高校1年生でさらに増加する（死傷者数では、16歳がピーク）こと。
- 中学生・高校生の自転車乗車中事故は、新学期開始から夏休みまで（4月～7月）と秋（9月～11月）が多く、その類型は「出会い頭」が多いこと。

などの特徴がみられます。これらの情報も積極的に活用し、各都道府県警察と連携して歩行者や自転車の通行場所、横断の仕方、自転車の走行上の注意等に関する効果的な安全教育・安全管理をお願いします。なお、各都道府県警察に対しては警察庁から同様の内容が周知されていることを申し添えます。



また、通学時の安全確保は、交通安全の観点からのみでなく防犯の観点からも対策が必要です。具体的には、「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成20年5月7日20ス学健第5号）及び「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」（平成17年12月6日17文科ス第333号）等により依頼してきたように、児童生徒等を極力一人にしないという観点からの安全な登下校方策の策定・実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見守る体制の整備等が重要です。

以上の対策の実施に当たっては、通学路の安全点検の際に専門家の知見を取り入れることや、見守り活動の際にスクールガード・リーダーによる巡回指導を行うことなどが有効であると考えられます。文部科学省としても、「学校安全教室推進事業」や「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」において、教職員の研修機会の充実や外部専門家の活用促進を行うとともに、「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」において、学校安全ボランティアの養成・研修や、スクールガード・リーダーの巡回指導を推進しているところであり、適宜これらの施策を活用いただき、取組の充実に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人事務局におかれては管下の附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

なお、教育委員会学校安全主管課、私立学校主管部課、国立大学法人事務局におかれては、地域全体で児童生徒等の安全を確保するという観点から、私立学校及び国立学校にも学校安全に関する情報共有等が行われるよう積極的に連携願います。

【本件担当】

初等中等教育局 健康教育・食育課

交通安全係

電話 03-5253-4111（内線2695）

事 務 連 絡
平成29年3月21日

文部科学省初等中等教育局
健康教育食育課 御中

警察庁交通局交通企画課

子供等の交通事故防止について

この度、警察庁において、児童・生徒や保護者等に対する交通安全教育等に活用できるように、別添のとおり、「子供等の交通事故について」をまとめましたので、貴省における学校での交通安全教育の企画・立案に御活用願います。

あわせて、学校教育現場において、子供に対する街頭での安全指導や安全教育、広報啓発に御活用いただくため、都道府県教育委員会等へ御送付願います。

なお、別添資料については、当庁から各都道府県警察に送付済みですが、公表は本年3月23日を予定していますので、それまでの間、部外秘で願います。

本件担当

交通企画課安全係

横山警視 800-5042

斎藤警部 800-5037